

生活環境常任委員会要点記録

日 時： 令和2年3月25日（水）
午前10時00分～午前10時32分
場 所： 第2委員会室

| | | | | |
|--------------|-----|---------|------|----------|
| 出席委員 (6人) | 委員長 | 岩 永 ひさか | 副委員長 | 斎 藤 せいや |
| | 委員 | 岸 田 めぐみ | 委員 | 橋 本 由美子 |
| | 委員 | 池 田 けい子 | 委員 | 藤 原 マサノリ |

| | | | | |
|-------|----------|---------|--------|---------|
| 出席説明員 | 都市整備部長 | 佐 藤 稔 | 住宅担当課長 | 大 島 亮 弥 |
| | 道路交通課長 | 内 田 直 人 | | |
| | 下水道事業管理者 | 森 田 佳 宏 | 下水道課長 | 檜 島 幹 夫 |

案 件

| | 件 名 | 審 査 結 果 |
|---|---|-----------|
| 1 | 第14号議案 市道路線の廃止について | 原案可決すべきもの |
| 2 | 第15号議案 市道路線の認定について | 原案可決すべきもの |
| 3 | 第28号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| 4 | 第29号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| 5 | 第30号議案 多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決すべきもの |
| 6 | 気候非常事態宣言について | 決定 |
| 7 | 特定事件継続調査の申し出について | 決定 |

午前10時00分 開会

岩永委員長 ただいまの出席委員は6名である。定足数に達しているので、これより生活環境常任委員会を開会する。

本日の委員会は、議会運営委員会での決定に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から会議時間の短縮を図るため協議会については資料の配付のみとし、口頭での説明は後日適宜行うものとするを報告する。なお、本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第14号議案 市道路線の廃止について及び日程第2、第15号議案 市道路線の認定についての2案を一括議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 初めに、今回新型コロナウイルスの影響により現地視察が中止となっているので、所管である道路交通課長よりスライドを用いて現地状況の概要をご説明させていただく。

内田道路交通課長 それでは、こちらに映しているスライドにて現場状況等を説明する。

初めに、議案の位置図である。青でお示ししている場所が第14号議案の市道路線の廃止である。赤でお示ししている場所が第15号議案となっている市道路線の認定になっている。議案番号及び整理番号順に現地状況の説明をする。

初めに、第14号議案、整理番号1番については、関戸5丁目地内霞ヶ関公園の南東約100メートル付近、右側の航空写真にお示しするように、私道の一部及び耕作地の中に位置している。続いて現地の状況の写真である。左の写真が路線の起点となり、旧鎌倉街道から西側を、右の写真が路線の終点であり、これが西側から旧鎌倉街道方向を撮影したものである。起点である旧鎌倉街道側の境界の状況となっている。この十字の真ん中のところが境界の位置になる。本路線にかかわる境界については国土調査を実施済みであるので、境界がしっかりと確認されているところである。次の写真が、終点である西側の境界の状況である。以上が第14号議案、整理番号1の現地状況の概要となる。次のスライドは参考ということでお見

取り願う。本議案により廃止をご承認いただいた後は、この区域で開発行為が予定されている。この赤く囲ったところが新しく新設される道路となるので、これを今後市道路線の認定というところで引き継ぐ予定になっている。以上が第14号議案のご説明である。

続いて第15号議案、整理番号1番の現地状況である。本路線は一ノ宮4丁目の明神橋の北側近傍に位置しており、右側の航空写真では開発以前の写真のため建築物と重複している形となっているが、本路線は開発に伴う引き継ぎ予定の道路であり、現在は既に道路が整備済みとなっている。続いてこちらが現在の状況写真となる。左の写真が路線の起点である大栗川沿いから北側を、右の写真が路線の終点である転回路付近を撮影したものである。こちらは起点である大栗川沿いの境界になっている。開発行為に伴って全ての境界が新設されている。次のスライドは、こちらが終点の境界になる。以上が第15号議案、整理番号1の現地状況の概要になる。次のスライドは参考としてお見取り願う。開発行為による引き継ぎ道路の形状となる。少しピンクがかったところである。こちらを市道として引き継ぐ予定である。本路線の認定に伴って新設道路及び街路灯、これはLED灯であるが、5灯を引き継ぎの予定にしている。

続いて第15号議案、整理番号2番の現地状況である。本路線は和田地内にあり、並木公園の東側約50メートル付近に位置している。右側の航空写真では山林や耕作地となっているが、整理番号1と同様に本路線は開発に伴う引き継ぎ予定の道路であり、現在既に道路が整備済みとなっている。こちらが現在の状況写真となっている。左の写真が路線の起点である野猿街道から東側を写したものの、右側の写真が路線の終点である転回路付近を撮影したものである。こちらは起点である野猿街道沿いの境界である。開発に伴って全ての境界が新設されているところである。こちらは終点の境界の状況となる。以上が第15号議案、整理番号2の現地状況の概要となる。最後に、こちらも参考としてお見取り願う。開発行為による引き継ぎ道路の形状となる。なお、本路線の認定に伴い、新設道路及び街路灯、LED灯2灯の引き継ぎを予定している。

最後に、第15号議案、整理番号3番の現地状況である。本路線は連光

寺1丁目地内対鷗台公園の東側近傍に位置しており、右側の航空写真のとおり、赤い部分であるが、既に私道が整備されていたものである。本路線付近は連光寺地区地区計画があり、その中で区画道路の計画があるところである。今回その区画道路の路線の一部について地権者様から寄附をいただいで、それを今回認定するものである。続いてこちらが現在の状況写真となる。左の写真は、路線の起点である対鷗台公園から東側を写したものの、右の写真が路線の終点である旧川崎街道から西側を撮影したものである。ちょうどこの4番と3番を結ぶ赤いところの途中までを路線として認定するものである。次のスライドに移って、こちらは起点である対鷗台公園側の境界である。なお、寄附に際しては、境界は既に確定済みというところで寄附を受けることになる。次のスライドは、終点の旧川崎街道方面の境界の状況となる。以上が第15号議案、整理番号3の現地状況の概要となる。

最後に、こちらは連光寺地区地区計画における計画図となっている。今回認定を予定しているのは、この中で区画道路4号があり、幅員4メートルの予定であるが、計画延長約130メートルのうち今回約66メートル分の寄附を受けているので、こちらの認定をお願いするものである。

佐藤都市整備部長 それでは、議題となっている第14号議案及び第15号議案について、あわせて提案の理由を申し上げる。先ほど道路交通課長からご説明をさせていただいたが、まず第14号議案についてである。本件については、開発行為による相互帰属に先立ち、市道路線を廃止するものである。廃止路線の概算数量であるが、幅員が1.8メートル、延長が43メートルとなっている。

次に、第15号議案である。第15号議案は3つあるが、本案の整理番号1番及び2番については、都市計画法第29条の開発行為により移管を受けた整備済みの道路を市道路線として認定するものである。整理番号3番は、寄附により移管を受けた道路を市道路線として認定するものである。認定路線の概算数量であるが、整理番号1番、幅員が5メートル、延長が58メートル、整理番号2番、幅員が5メートル～6.3メートル、延長が41メートル、整理番号3番、寄附のところであるが、幅員が4メー

トル、延長が66メートルとなっている。

なお、令和元年度の12月議会において議決いただいた市道路線の廃止及び認定の数量、こちらが最終的な数字となるが、市道の路線総数は1,669路線、総延長は302.7キロメートルとなる。以上2件についてよろしくご審査の上ご承認を賜るようお願い申し上げます。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第14号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第14号議案 市道路線の廃止についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

これより第15号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第15号議案 市道路線の認定についてを挙手により採決する。
本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

それでは、引き続き日程第3、第28号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

佐藤都市整備部長 本件は、令和2年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、多摩市営住宅条例の一部を改正するものである。具体的には賃貸借契約に係る保証人など個人根保証契約を締結する場合に、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額について現行の民法では規定

がなく、想定外の多額の保証債務の履行を求められる事例が少なくないため、保証人保護の観点から民法第465条の2において極度額を定めなければ個人根保証契約の効力を生じないとする改正が行われるものである。近年身寄りのない単身の高齢者が増加していること等、今後公営住宅への入居に際し保証人の確保が困難となることが懸念されている。また、住宅に困窮する低額所得者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要と考える。このような背景及び民法改正の趣旨を踏まえ、多摩市営住宅条例第11条第1項第1号の保証人に関する規定を削除するものである。また、本条の改正のほか、文言の整理をあわせて行うものである。よろしくご審査の上、ご承認賜るようお願い申し上げます。また、詳細な説明は住宅担当課長よりご説明申し上げます。

大島住宅担当課長 多摩市営住宅条例の改正の概要は、ただいま都市整備部長から申し上げますとおりである。私からは細かな点について補足の説明をする。

まず保証人の廃止に伴う入居者の連絡先についてである。現状では保証人が家賃債務の保証とともに実質的には緊急時の連絡先としての役割を果たしていることから、今回の保証人廃止に伴い、入居時に親戚や知人など緊急時の連絡先を確認するよう規則でこの改正を行う。この際、緊急連絡先の確保ができない方がおられ、このために市営住宅への入居が妨げられることがないように、身寄りのない方などについては緊急連絡先がない場合でも入居ができるよう配慮していく。

次に、都市整備部長から説明はしなかったが、あわせて改正するということで条例第42条第3項の改正について説明する。本項目は、不正行為により入居した者に対する明け渡し請求の際に、入居の日から明け渡し請求の日までの家賃額に対する利息の徴収を規定したものである。現行の法定利率に基づき利息を5パーセントと定めているところであるが、法定利率が3パーセントに改定されることを受けて、法定利率改正のたびに条例を改正しなくてもよいよう「5パーセント」としてある文言を「法定利率」と改正するものである。その他改正箇所があるが、今回の条文の改正に伴う項番号のずれ及び文言の整理となっているので、お手元に配付の新

旧対照表にてご確認いただければと思う。以上、多摩市営住宅条例の一部を改正する条例についての説明を終わる。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 1点だけであるが、公営住宅ということは、多摩市にある都営住宅も同質の改正が行われ、4月1日からと受けとめてよろしいか。

大島住宅担当課長 ただいま委員からご質問のあった都営住宅に関しては、昨年9月の都議会の条例改正において既に改正されている。施行は4月1日からで、多摩市も都営住宅に倣ったような形で今回改正を行っていくものである。

岩永委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより第28号議案に対する討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第28号議案 多摩市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第4、第29号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 今回下水道事業関連の議案を2件お願いしている。まず第29号議案である。多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明する。本件は令和2年4月1日施行の地方自治法等の一部を改正する法律において、地方自治法第243条の2に条文が追加されることに伴い、多摩市下水道事業の設置等に関する条例の第6条に条文のずれが生ずるところから、これを是正するため同条例の一部を改正するものである。改正内容及び改正する条例についてはお手元の新旧対照表

をご参照いただければと思う。以上、ご審査の上ご承認賜るようよろしく
願います。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第29号議案 多摩市下水道事業の設置等に関する条例の一部
を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべき
ものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第5、第30号議案 多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

森田下水道事業管理者 それでは、2件目となる。第30号議案である。多摩市下水道事
業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと
いうところでご説明をさせていただく。本件については、多摩市下水道事
業の剰余金の処分等に関する条例において、積立金の取り崩しを行った際
に取り崩した積立金の剰余金を資本金に組み入れる規定を追加するための
改正となる。詳細については檜島下水道課長からご説明申し上げます。

檜島下水道課長 それでは、改正内容について説明する。

下水道事業では、平成29年度から地方公営企業法の全部適用を行って
から、例年本条例に基づいて決算により生じた剰余金については積立金に
計上して処理しているところである。このたびの改正の趣旨については、
積立金の取り崩しを行った際に積立金の取り崩し分の剰余金を資本金に組
み入れる規定を本条例に追記するものであり、詳細を申し上げますと、複式
簿記の帳簿上の整理となるが、積立金を取り崩した際に決算により生じた

剰余金を積立金に計上すると、その年度以降の一部の積立金の取り崩しが困難になるといった状況が発生してしまう。つまり取り崩した積立金については、財源とするまでの間剰余金として帳簿上処理する必要があることから、その際帳簿上では金銭的な裏づけがなくなってしまい、次年度以降の財源としての利活用が困難になるところである。そこで現在剰余金を積立金に計上することとしている本条例に、取り崩した積立金分の剰余金を資本金に組み入れられる規定を設けたいと考えているところである。

なお、資本金に組み入れる金額については、資料の下段にある決算書に添付する多摩市下水道事業剰余金処分計算書において太線で囲んだ部分を追加して明記したいところである。

岩永委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

橋本委員 この間も下水道事業の予算のときにお聞きしたが、地方公営企業法の全部適用の中では、かなり独立した形でやっていくことができる。だが、この条例によってここまで利益剰余金を資本のところに書くのだと規定しないといけない法的な根拠は何らかあるのか。こうしないとダブルカウントになってしまうのである意味当然かという気もするが、この辺を規定することは何か法によって定められたことなのかが1点、まずそれをお聞きする。

榎島下水道課長 本条例に規定されているのが、現状の中では剰余金については積立金に積み立てることができるというところまでとどまっている。その積立金を次年度以降の建設等に使う場合に取り崩しを行うのだが、その場合現金的な裏づけがなくなってしまうので、これは帳簿上の整理となってしまうが、その取り崩した剰余金とその年度に発生した剰余金が一緒になってしまうところがあり、それを再度建設改良等に使う際に帳簿上の整理に困難を来してしまうので、まずは一度取り崩した剰余金を資本金に入れることによって次年度以降の改良費に使いやすくなるというような状況である。

森田下水道事業管理者 若干の補足である。先ほど橋本委員のご質問で、どういう法的な規定があるのかであるが、簡潔に申し上げますと、地方公営企業法において企業会計で発生した剰余金の処分については条例等で規定するようとい

う条文があり、それに基づいてこの条例で規定しているところである。

橋本委員

そこまできちんと規定しておくことによって不明瞭さをなくしたい、それで運営するというところで、私も今お聞きしたように、やはり地方公営企業法の全部適用となると私たちから見えづらいところをこういう条例規定ではっきりさせるということでは、本当にそういう点はいいなと思っている。だから、これからもぜひそういうところを大事にしていただきたいと思いますと申し上げておきたいと思う。

岩永委員長

ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長

意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第30号議案 多摩市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の皆さんの挙手を求める。

(賛成者挙手)

岩永委員長

挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第6、気候非常事態宣言についてを議題とする。

令和2年度の施政方針において市長から、気候非常事態宣言を行いたいとの意向が示された。一方、私たち委員会は、今年度から近年地球規模の環境問題として深刻になっている廃プラスチック問題をテーマに環境問題について取り組んできた。また、平成30年度決算審査における予算決算特別委員会の生活環境分科会では、廃プラスチックの発生抑制に向けてをテーマに事業評価を行い、令和2年度予算における提案を市に対して行っている。これらを踏まえて、気候非常事態宣言について委員会提出議案として決議書を提出する必要があるとのご意見をいただいている。そこでお諮りする。気候非常事態宣言について委員会提出議案として決議書を提出することにしたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、決議書については気候非常事態宣言に関する決議とし、骨子・内容については事前に意見調整を行っているが、本日改めて協議を行い、決議書（案）として決定したいと思っている。サイドブックのほうに既に上がっていると思うが、この案について修正するところがあるのか協議していきたいと思うが、何かご意見はあるか。

藤原委員 特にない。もしてにをは等の文言の修正があれば、それは正・副委員長にお任せする。

岩永委員長 ほかにご意見はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 それでは、改めてお諮りするが、今、藤原委員から、多少のてにをは等の文言の修正については正・副委員長に一任していただくということがあったが、基本的にはこの内容で本会議に提出したいと思うが、これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにしたいと思う。

最終の決議書（案）については、先ほども申し上げたように、正・副委員長でもう一度確認をして本会議に提出させていただくのでよろしく願います。

それでは、日程第7、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

岩永委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって生活環境常任委員会を閉会する。

午前10時32分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

生活環境常任委員長 岩永 ひさか